

売買春に係る規制の在り方検討会 第1回会議配布資料	3
------------------------------	---

諸外国における売買春に係る規制の概要

諸外国における売買春に係る規制の概要 (注1・2)

1 全体像

		北米		ヨーロッパ					東アジア
		 米国 (注4・5)	 カナダ	 英国 (注8)	 ドイツ	 フランス	 オランダ	 ベルギー	 スウェーデン
売春	売春自体の犯罪化	○	× (注6)	×	×	×	×	×	○
	勧誘等 (注3) の犯罪化	○	× (注7)	○	×	×	○	×	○ (注9)
買春	買春自体の犯罪化	○	○	×	×	○	×	○	○
	勧誘等 の犯罪化	○	○	○	×	○	×	○	○ (注9)

(注1) 各国における成人の売買春（金銭等を対価として性交等を行うこと）に係る規制の概要を指す。

(注2) 法務省刑事局の調査による。

(注3) 勧誘のほか、勧誘のための立ちふさがり・つきまとい、広告その他の誘引等を含む。以下同じ。

(注4) ニューヨーク州及びネバダ州。

(注5) ネバダ州では、公認の売春施設での行為は犯罪とされていない。

(注6) 犯罪の構成要件に該当し違法となり得るが、法律上、売春行為者は起訴されないこととされている。なお、売春行為者以外が売春により利得を受ける行為や売春のあっせんを行うことなどは犯罪とされている。

(注7) 犯罪の構成要件に該当し違法となり得るが、法律上、交通妨害を伴う場合等を除き、売春行為者は起訴されないこととされている。

(注8) イングランド及びウェールズ。

(注9) 売買春行為者を念頭に置いた規定ではないと解されている。

諸外国における売買春に係る規制の概要

2 売買春自体を犯罪化している例

(1) 売春と買春の両方を犯罪化している例

	米国 		 韓国
	ニューヨーク州	ネバダ州 (注10)	
1 処罰の 対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金銭その他のものを対価として、他人と性的行為（性交、肛門性交、口腔性交等）を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金銭その他の価値あるものを対価として、他人と性的行為（性交、肛門性交、口腔性交等）を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不特定人を相手として、金品その他の財産上の利益を收受し又は收受することを約束して、①性交又は②口腔、肛門等身体の一部若しくは道具を利用した性交類似行為をすること、又はその相手方となること
2 法定刑 (注11)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 売春 90日以下の拘禁刑若しくは250ドル以下の罰金又はその併科 ○ 買春 1年未満の拘禁刑若しくは1,000ドル以下の罰金又はその併科 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月以下の拘禁刑若しくは1,000ドル以下の罰金又はその併科（これに加えて、最低400ドル以上の罰金が科される） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金

(注10) 公認の売春施設での行為は犯罪とされていない。

(注11) 初犯かつ成人相手の場合の法定刑を指す。以下同じ。

諸外国における売買春に係る規制の概要

2 売買春自体を犯罪化している例

(2) 買春のみを犯罪化している例

	 カナダ	 フランス	 スウェーデン
1 処罰の 対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対価を伴い、人による性的サービス（性交、肛門性交、口腔性交等）を受けること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時的なものも含め、報酬、報酬の約束、現物の利益の提供又はそのような利益の約束と引換えに、売春に従事する者との性的関係（性交、肛門性交、口腔性交等）を受け入れ、又は得る行為を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報酬と引換えに、他人に性的行為（性交、肛門性交、口腔性交等）を行わせ又はこれを容認させること
2 法定刑	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正式起訴の場合 5年以下の拘禁刑及び1,000ドル以上の罰金 ○ 略式起訴の場合 2年未満の拘禁刑若しくは500ドル以上5,000ドル以下の罰金又はその併科 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則 1,500ユーロ以下の罰金 ○ 例外 買春の相手方の年齢等によって法定刑に差が設けられている（例：病気等により特にぜい弱な状態にある者に対して行われた場合、5年以下の拘禁刑及び7万5,000ユーロ以下の罰金） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1年以下の拘禁刑

諸外国における売買春に係る規制の概要

3 売買春の勧誘等を犯罪化している例

(1) 売春をしようとする者による勧誘等と買春をしようとする者による勧誘等の両者を犯罪化している例

	米国 				
	ニューヨーク州	ネバダ州 (注12)	英国	ベルギー	韓国 (注14)
1 処罰の対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ○ 売春をしようとする者 金銭その他のものを対価として性的行為を行うことを申し出ること ○ 買春をしようとする者 金銭その他のものを対価として性的行為を行うことを勧誘し又は要求すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金銭その他の価値あるものを対価として性的行為を行うことを勧誘すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 売春をしようとする者 ①道路又は公共の場所において、売春目的で執ような徘徊・勧誘をすること、②公衆電話又はその周辺において売春の広告をすること ○ 買春をしようとする者 売春をするよう道路又は公共の場所で勧めること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 売春をしようとする者 売春の広告等をする事 (注13) ○ 買春しようとする者 いかなる方法であれ、公の場で成人に売春を勧めることなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性売買を斡旋し、勧誘し、誘引し又は強要することなど
2 法定刑	<ul style="list-style-type: none"> ○ 売春をしようとする者 90日以下の拘禁刑若しくは500ドル以下の罰金又はその併科 ○ 買春をしようとする者 1年未満の拘禁刑若しくは1,000ドル以下の罰金又はその併科 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月以下の拘禁刑若しくは1,000ドル以下の罰金又はその併科 (これに加えて、最低400ドル以上の罰金が科される) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 売春をしようとする者 ①につき、500ポンド以下の罰金 ②につき、6月以下の拘禁刑若しくは5,000ポンド以下の罰金又はその併科 ○ 買春をしようとする者 1,000ポンド以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1月以上1年以下の拘禁刑及び100ユーロ以上1,000ユーロ以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3年以下の懲役又は3,000ウォン以下の罰金

(注12) 公認の売春施設での行為は犯罪とされていない。

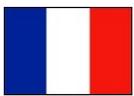
(注13) 売春専用のインターネットプラットフォームやその他の媒体において、成人が自身の性的サービスを広告する行為等は犯罪とされていない。

(注14) 売買春行為者を念頭に置いた規定ではないと解されている。

諸外国における売買春に係る規制の概要

3 売買春の勧誘等を犯罪化している例

(2) 買春をしようとする者による勧誘等のみを犯罪化している例

	 カナダ	 フランス	 スウェーデン
1 処罰の 対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対価を伴う人による性的サービスの購入を目的としたコミュニケーションを行うこと（注15） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時的なものも含め、報酬、報酬の約束、現物の利益の提供又はそのような利益の約束と引き換えに、売春に従事する者との性的関係を求めること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報酬と引換えに、他人に性的行為を行わせ又はこれを容認させることの未遂
2 法定刑	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正式起訴の場合 5年以下の拘禁刑及び1,000ドル以上の罰金 ○ 略式起訴の場合 2年未満の拘禁刑若しくは500ドル以上5,000ドル以下の罰金又はその併科 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則 1,500ユーロ以下の罰金 ○ 例外 買春の相手方の年齢等によって法定刑に差が設けられている（例：病気等により特にぜい弱な状態にある者に対して行われた場合、5年以下の拘禁刑及び7万5,000ユーロ以下の罰金） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1年以下の拘禁刑

（注15）公共の場所等において、対価を伴う人による性的サービスの購入等の目的で、車両を停止させたり歩行者の自由な通行を妨げたりするなどの交通妨害を行うことについては、買春をしようとする者だけでなく売春をしようとする者も処罰の対象とされており、その法定刑は5,000ドル以下の罰金とされている。